

## 車検証電子化に伴う成約書類・名義変更通知について

2023年1月4日より車検証が電子化されます。それに伴いましてアイ・イー・イーでは以下の取り扱いとさせていただきます。

会員各位におかれましてはご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### ①成約書類の受付

電子車検証には、所有者情報が表示されない為、電子車検証と所有者情報が確認できる書類をご提出ください。

電子車検証

+

所有者情報が確認できる書類

例)登録事項等通知書(移転登録時に交付)

自動車検査証記録事項(ICリーダーで発行)

※電子車検証のICタグ読み取りにより自動車検査証記録事項を発行出来ます。

※従来の車検証でご提出いただく場合は、上記の書類を添付する必要はございません。

### ②名義変更受付

交付年月日と新ナンバー・車台番号が確認できる書類の写しをご提出ください。

(例 自動車検査証記録事項・登録事項等証明書・電子車検証 等)

※電子車検証の写しをご提出された場合は、電子車検証交付日を名義変更完了日とみなし、自動車税の精算、名義変更処理を行います。

※軽自動車と普通車の抹消は従来通りとなります。

※日付の偽装や所有者のみ変更、悪質な行為が発覚した場合は、厳格な処置を講じます。

※ご提出方法は従来通り会場宛にFAXまたは郵送となります。

電子車検証の詳細についてはこちらをご参照ください。

電子車検証特設サイト <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

ご不明な点が御座いましたら書類課までお問い合わせください。